

令和6年度 寒川町地域包括支援センター運営方針

1. 策定の趣旨

この、「寒川町地域包括支援センター運営方針」は、寒川町地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的として策定します。

2. センター—の目的

センターの運営は、寒川町（以下、「町」という。）が構築する地域包括ケアシステムにおいて、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関としての役割を担い、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の多様な社会資源を活用し、包括的及び継続的に支援する体制を実現することを目的とします。

3. 運営上の基本理念

(1) 町の地域包括ケアシステムの構築

町においては、令和7（2025）年を目途に、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための取り組みを進めてきました。町の地域包括ケアシステムにおいて、センターは、地域住民に最も身近な、高齢者施策に関す

る総合的窓口であり、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核機関としての役割を担っています。そのため、今後ますます高齢者が増加していくとみられる中、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、相談窓口の認知度の向上に取り組み、活動の周知を行います。

(2) 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務

町における高齢者人口の将来推計では、今後、より一層の要介護認定者数の増加が見込まれています。現在では、前期高齢者と後期高齢者の割合は、前者の方が高い状況にありますが、この人口比についても逆転する見込みが立てられており、それに伴い、支援を必要とする高齢者の要介護度も段階的に上昇すると考えられています。

そのため、高齢者の要介護度が軽度なうちからの支援を重点的に行う必要があります。センターには、要支援者等の重度化の防止を図る支援や、支援を必要とする住民の早期把握等の業務を重点的に行うことが求められています。

また、その状況を踏まえると、認知症（若年性認知症を含む）である方及びその家族への支援についても、センターが重点的に行うべき業務として位置付けられます。センターは、包括的支援事業の一つである認知症総合支援事業との連携や認知症サポーター養成講座の開催等を行い、高齢者が認知症となっても、安心して可能な限りその地域で生活していくための体

制整備を行います。

(3) 地域の関係者等とのネットワーク構築

高齢者やその家族等が住み慣れた地域で安心して、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるように支援するためには、包括的・継続的な支援を行うことが必要です。高齢者を包括的・継続的に支えるためには、地域で活動する介護サービス事業者、医療機関、民生委員、自治会、行政等、関係者との連携が不可欠であり、センターは、常日頃から、地域の高齢者を取り巻く人々との関係性を構築し、高齢者を地域全体で支えていく環境の醸成に努めます。

そのため、センターは、地域における関係者等が主催する会議・会合等への積極的な参加や、それぞれの事業所との意見交換等、様々な場や機会を通じ、地域の住民や関係者等の意見を幅広く汲み上げ、日常の活動に反映させるとともに、お互いの活動内容の把握や、具体的な連絡手段の確保等、協力体制の構築に努めます。

(4) 介護予防に係るケアマネジメントの実施

センターは、町から指定介護予防支援事業所としての指定を受け、要支援者及び事業対象者へのケアマネジメントを実施します。この、センターが実施するケアマネジメントは、「寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準

等を定める条例（平成26年寒川町条例第28号）」の遵守を基本とした、ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）を実施することとし、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

この目的を達成するために、センターが実施するケアマネジメントは、利用者の自立、QOL（生活の質）の向上、重度化防止を常に念頭に置き、心身の機能の維持・改善のための具体的な目標を立て、利用者の意欲を引き出せるような取り組みを提案していくこととします。

（5）介護支援専門員に対する支援・指導の実施

センターは、町の被保険者にサービスを提供する地域の介護支援専門員等の円滑な業務の実施を支援します。介護支援専門員等の求めに応じ、居宅・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、介護支援専門員等に対する個別指導及び相談を行います。特に、介護支援専門員等が支援に困難を感じる事例については、地域ケア個別会議を活用すること等によって、具体的な支援方針を共に検討し、指導助言を行います。

また、センターの主催で介護支援専門員等に向けた研修会を開催し、情報交換やスキルアップを図る場の提供を行います。

これらの介護支援専門員等への技術的な支援業務を実施するために、センターの職員は所属する主任介護支援専門員を中心とした職員間での研修

会を実施する等の取り組みを行い、支援業務における能力の研鑽に努めるものとします。

(6) 地域ケア会議の運営

町における地域ケア会議は、効果的な包括的・継続的ケアマネジメント事業の実施について及び認知症に係る支援についての検討を行うことを目的としています。センターは、介護支援専門員等からの事例提供を受け、個別のケースを検討する地域ケア個別会議を開催します。この地域ケア個別会議は、事例提供を行う介護支援専門員等へのケアマネジメント支援の側面を持ちつつ、地域ケア会議の検討事項である地域課題を抽出する機能を有するものとします。

センターは、地域ケア個別会議の開催を通して、地域の分析を行い、その情報を町に提供することで、町が行う課題抽出を支援していきます。

また、介護予防活動普及展開事業の理念に基づき、要支援又は事業対象者の生活行為の課題の解決等によるQOL（生活の質）の向上を目的とする「介護予防のための地域ケア個別会議」を通常地域ケア個別会議とは別に開催し、多様な専門職の知見を取り入れた支援を提供します。

(7) 町との連携

センターが行う業務を円滑に実施するためには、町との連携が必要不可欠です。介護保険制度や高齢者福祉を所管する担当課との連携はもとより、障がい福祉、健康づくり、防災・安全等、地域の高齢者の生活を支える各行

政分野とも連携を行うことで、包括的な高齢者支援を実施します。その際、町とセンターは、それぞれが持つ役割を理解し、別組織としてのチームアプローチを行うことで、効果的な支援の実現を目指します。そのため、センターは、行政が行う事業やサービスに対し、常に新しい知識を入手するよう努め、支援を必要とする住民と行政との橋渡し役を担います。

また、町とセンターは定期的な情報交換の機会を設け、その業務の円滑な遂行を目指します。センターとしての機能評価を、町とセンターがそれぞれの立場で行いながら、運営計画の効果等を検証しつつ、さらなる機能強化を図ります。

(8) 公正・中立性確保について

センターは、町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であり、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があります。

特に、センターの運営費用が、町民の負担する介護保険料や、国・県・町の公費によって賄われていることを、センターの全職員が常に念頭に置き、適切な事業運営を行います。

(9) センター業務の協働性について

センターに配置される保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職は、それぞれの専門領域のみに囚われることなく、センターとしての業務の理念・方針を理解した上で、常に相互に情報共有を図り、チームで

のアプローチを行いながら業務を遂行します。

また、その考え方を基本として、必要とされる場合には、センター以外の地域の組織や事業所との協力のもと、より大きなケア・チームを構築して、包括的な支援を提供する体制を整えることを心掛けます。